

令和 8 年 9 月市議会 環境経済委員会資料

第 9 5 号議案 工事の請負契約の締結について
端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 5）

目 次	ページ
1 工事の仮契約の概要	2
2 入札結果及び入札参加資格審査結果	4
3 制限付一般競争入札の概要	5
4 工事内容	8

財務部・文化観光部・水産農林部
令和 8 年 9 月

1 工事の仮契約の概要

第 9 5 号 議 案 資 料		担当	財 務 部 文 化 観 光 部 水 産 農 林 部
工 事 名		端島炭坑跡護岸施設補強工事（その5）	
契 約 金 額 （ 消 費 税 含 む ）		3 5 6 , 4 0 0 , 0 0 0 円	
落 札 金 額 （ 消 費 税 含 ま ない ）		3 2 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円	
相 手 方		F a c t o r y ・ 加藤産業特定建設工事共同企業体 代表者 長崎市多以良町1551番地93 株式会社 F a c t o r y 代表取締役社長 山本 清和 長崎市竹の久保町20番9号 加藤産業株式会社 代表取締役 加藤 博文	
工 期		議会の議決を得た日から令和9年9月30日まで	
契 約 の 方 法		一般競争入札（制限付一般競争入札）	
入 札	入 札 年 月 日	令和8年7月13日	
	入札結果及び入札 参加資格審査結果	4 ページ記載のとおり	

工 事 概 要	1 工事場所 高島町 2 工事内容 工 事 延 長 73メートル 護 岸 本 体 工 1,730 立方メートル 護 岸 上 部 工 122 立方メートル 仮設材据付工 61 個																																	
財 源 内 訳	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">工事費</th><th colspan="5">財源内訳</th></tr><tr><th>国庫支出金※1</th><th>県支出金</th><th>地方債※2</th><th>その他</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>予算額</td><td>千円 384,000</td><td>千円 128,000</td><td>千円 -</td><td>千円 256,000</td><td>千円 -</td><td>千円 -</td></tr><tr><td>契約額</td><td>千円 356,400</td><td>千円 118,800</td><td>千円 -</td><td>千円 237,600</td><td>千円 -</td><td>千円 -</td></tr><tr><td>差 引</td><td>千円 27,600</td><td>千円 9,200</td><td>千円 -</td><td>千円 18,400</td><td>千円 -</td><td>千円 -</td></tr></table> ※ 1 社会資本整備総合交付金（補助率 1/3） ※ 2 過疎対策事業債 充当率 100%（交付税措置率 70%）		工事費	財源内訳					国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源	予算額	千円 384,000	千円 128,000	千円 -	千円 256,000	千円 -	千円 -	契約額	千円 356,400	千円 118,800	千円 -	千円 237,600	千円 -	千円 -	差 引	千円 27,600	千円 9,200	千円 -	千円 18,400	千円 -	千円 -
	工事費			財源内訳																														
		国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源																												
予算額	千円 384,000	千円 128,000	千円 -	千円 256,000	千円 -	千円 -																												
契約額	千円 356,400	千円 118,800	千円 -	千円 237,600	千円 -	千円 -																												
差 引	千円 27,600	千円 9,200	千円 -	千円 18,400	千円 -	千円 -																												

2 入札結果及び入札参加資格審査結果

予 定 価 格（消費税含まない）	325,563,000円
最 低 制 限 価 格（消費税含まない） （最低制限価格率）	300,136,529円 (92.19%)

※下記入札金額については、消費税は含まない。

(円)

番号	業 者 名	入札金額 (入札率)	結 果	代表構成員名	出資比率(%)
				その他構成員名	
1	Factory・加藤産業特定建設工事共同企業体	324,000,000 (99.52%)	落札	(株)Factory	60
				加藤産業(株)	40
2	西海興業・田浦組特定建設工事共同企業体	325,000,000 (99.83%)	—	(株)西海興業	60
				(株)田浦組	40
3	長崎西部・竹下特定建設工事共同企業体	325,500,000 (99.98%)	—	(株)長崎西部建設	60
				竹下建設工業(株)	40

入札参加申請業者数 3者

入札参加承認業者数 3者

3 制限付一般競争入札の概要

(1) 入札に付する事項

- ア 工事名 端島炭坑跡護岸施設補強工事（その５）
- イ 工事場所 長崎市高島町端島地内
- ウ 工事内容 工事延長 73m
護岸本体工 1,730m³
護岸上部工 122m³
仮設材据付工 61 個
- エ 工期 議会の議決を得た日から令和９年９月30日まで

(2) 資格要件

ア 共同企業体としての要件

- (ア) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (イ) 工事施工方式は、共同施工方式（甲型）とする。
- (ウ) 共同企業体は、2者で構成するものとし、(2)イ及び(2)ウの代表構成員の資格要件を満たすもの1者と、(2)イ及び(2)エのその他構成員の資格要件を満たすもの1者の組み合わせとする。ただし、各構成員は本入札に参加する他の共同企業体の構成員となることできない。
- (エ) 一構成員の出資比率の最小限度は30%とする。
- (オ) 存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。
- a 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約の履行後3か月以上
- b 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで
- (カ) 共同企業体の一構成員の代表者（入札・契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねていないこと。

イ 共同企業体の構成員の資格要件

- (ア) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）

に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。

(イ) 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録がある者であること。

(ウ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成7年11月7日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年長崎市告示第85号)の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成16年長崎市告示第305号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成24年長崎市告示第829号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

(エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事にあつては、更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者に限る。))を除く。)でないこと。

(オ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあつた者でないこと。

(カ) 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。

(キ) 共同企業体と、本入札に参加する他の共同企業体に資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

(ク) 開札日の前日から起算して1か月前に当たる日から開札日までの期間に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1件の落札価格(消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した額)が1億5千万円以上の落札をしていない者であること。

ウ 代表構成員の資格要件

(ア) (2)イ(イ)の名簿に土木一式の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。

(イ) 元請として過去10か年の間に、国、地方公共団体等発注工事のうち、港湾、漁港又は海岸の工事において、作業船(起重機船、クレーン付台船、浚渫船又はミキサー船等)を使用した海上工事の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。(「海上工事」とは、工事の大部分又は重要な部分の作業を海上の作業船を使用して行う工事をいう。)

(ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある土木一式の工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

エ その他構成員の資格要件

(ア) (2)イ(イ)の名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。

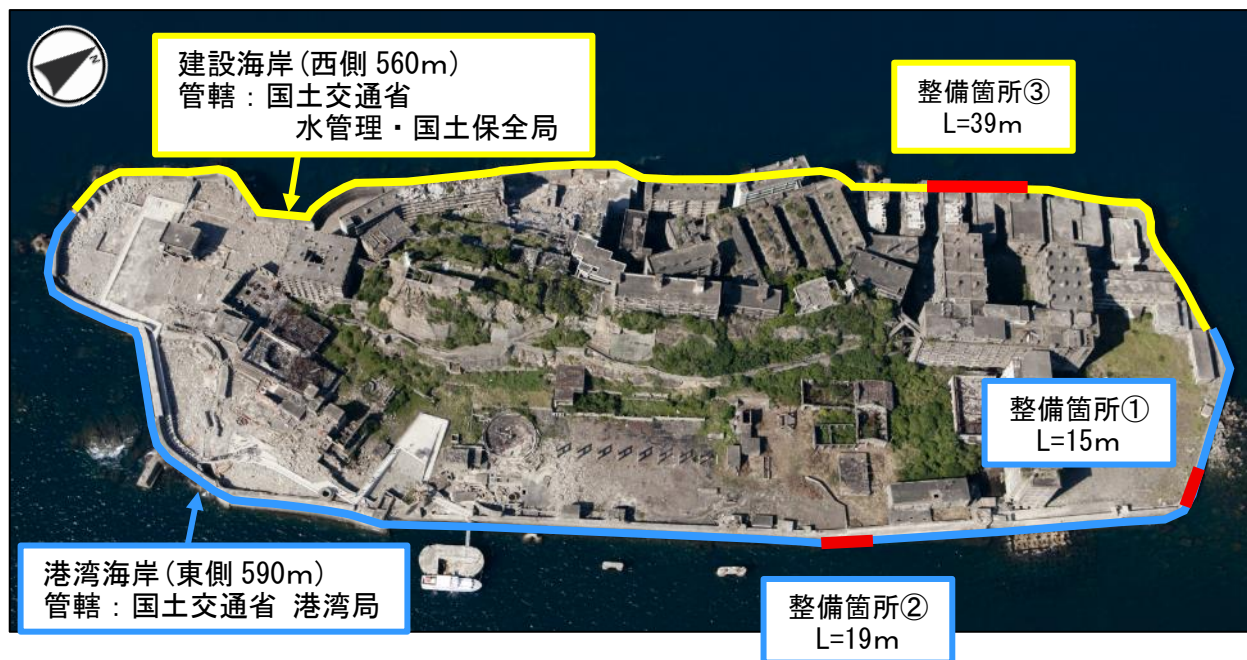
(イ) (2)イ(イ)の名簿に土木一式の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。

(ウ) 本市における土木一式の工種に係る公告日現在の総合数値が1000点以上である者であること。

(エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある土木一式の工種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を主任技術者として専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあること。

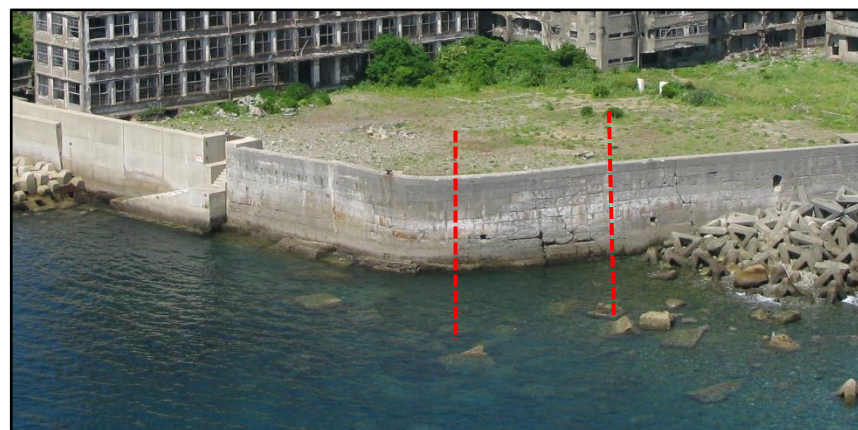
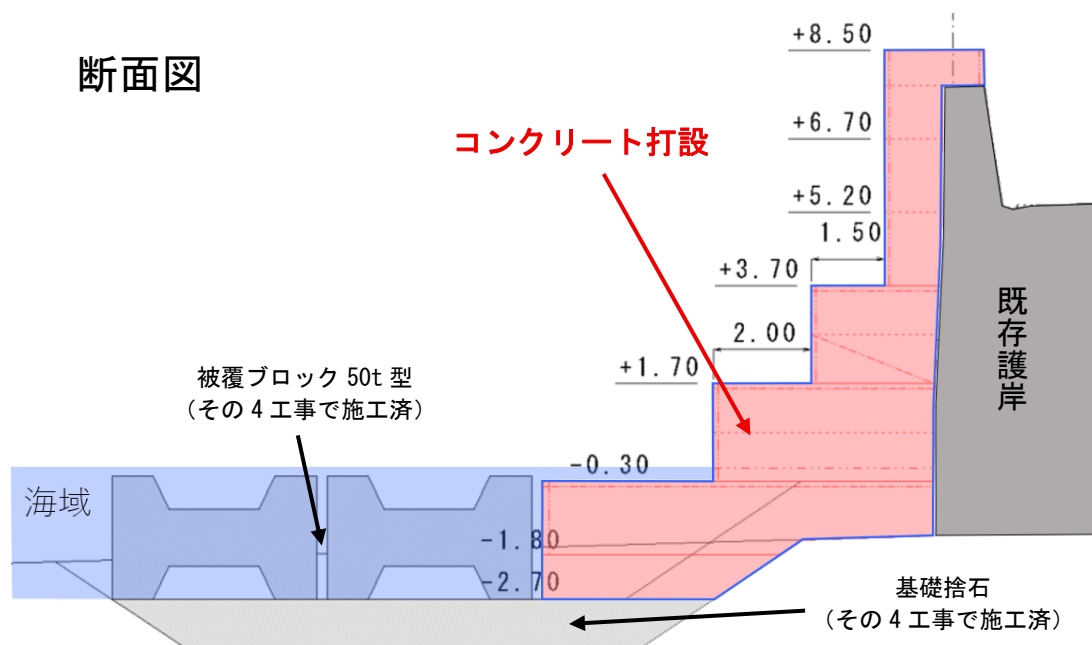
4 工事内容

護岸全周 1,150m



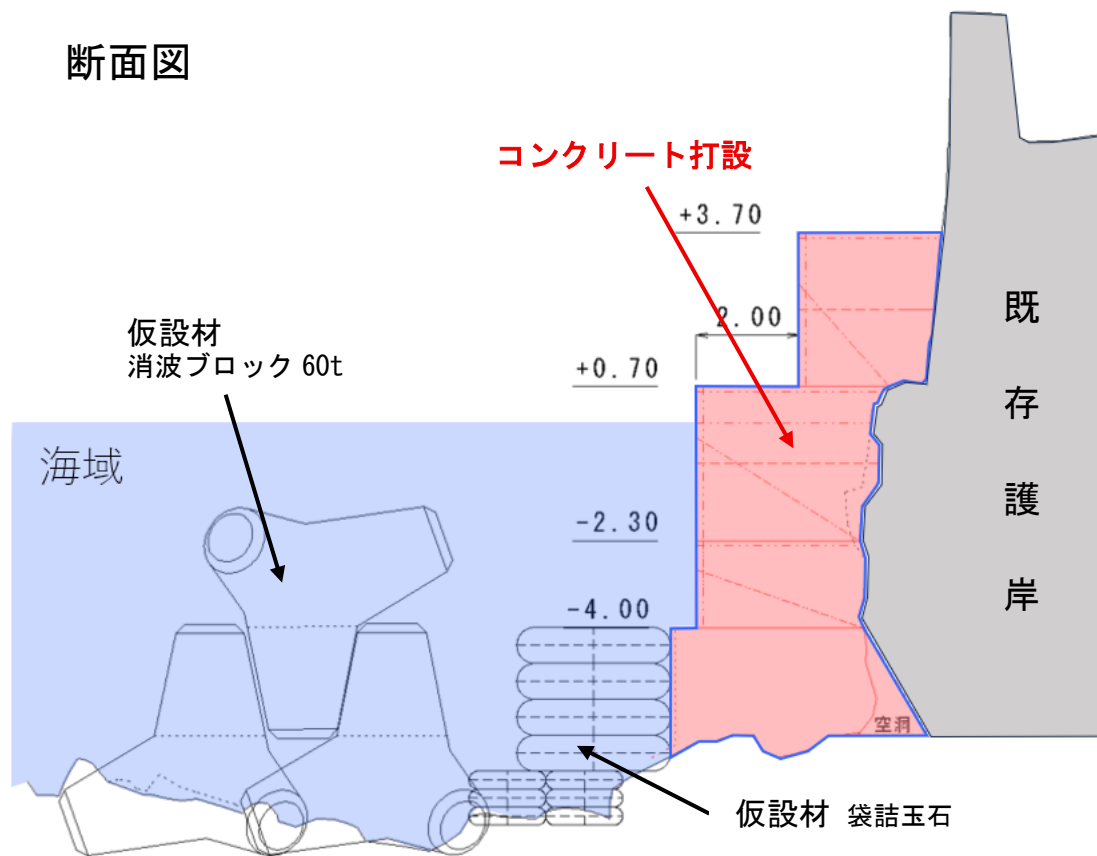
整備箇所①の工事概要

断面図



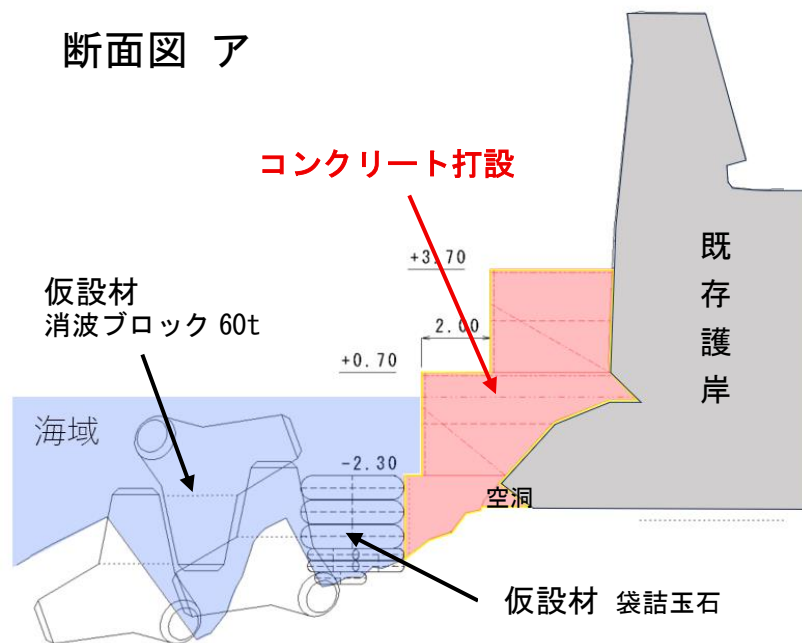
整備箇所②の工事概要

断面図

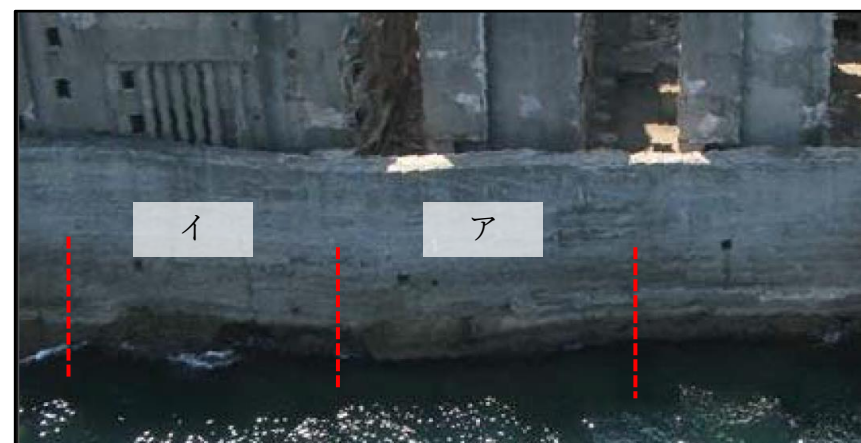
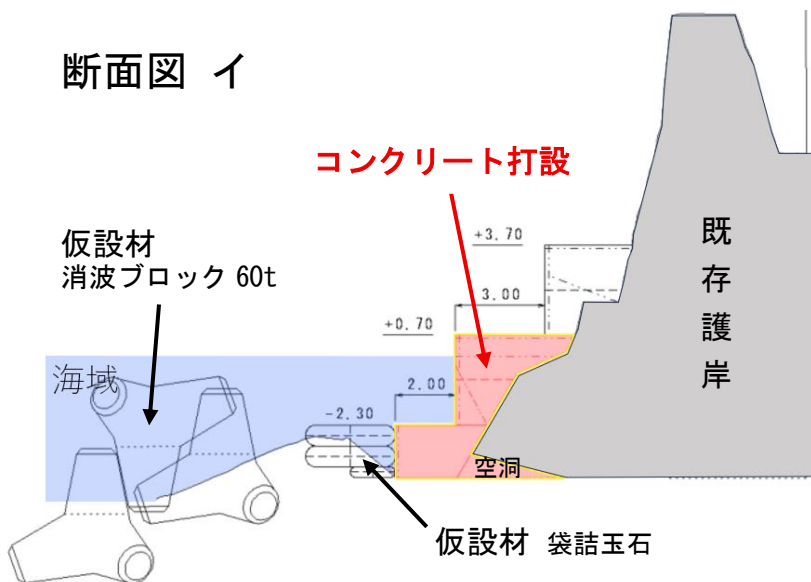


整備箇所③の工事概要

断面図 ア



断面図 イ



端島炭坑跡護岸施設補強工事（その５）工事スケジュール

時期 区分	令和 7 年度(2025)		令和 8 年度(2026)				令和 9 年度(2027)			
	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
整備工事	第 3 期 護岸整備工事  ・ 端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 4） 【工期：R7 年 9 月 29 日～R8 年 9 月 30 日】									
					第 4 期 護岸整備工事  ・ 端島炭坑跡護岸施設補強工事（その 5） 【工期：議決を得た日～R9 年 9 月 30 日】					